

度一般会計補正予算第八号を定めることについて
歳入歳出それぞれ九二八四万五千円を追加し、総額を一〇億三、三九四万七千円とするものです。
歳入では、法人税、電気税の伸びや特別交付税を計上しています。
歳出では、財政調整基金等への積立て、庁用車二台の購入などです。

(原案可決・全会一致)

○議案第一五号 昭和五八年国民健康保険特別会計補正予算第二号を定めることについて
療養給付費が年度当初に見込んだよりも少なくて済みましたので、一、三六〇万四千円を減額して、総額を二億四九七万五千円とするものです。

(原案可決・全会一致)

○議案第一六号 昭和五八年老人保健特別会計補正予算第三号を定めることについて
老人医療費が当初見込んだよりも少なくて済みましたので、二、七二六万五千円を減

額し、総額を一億四、一九六万五千円とするものです。

(原案可決・全会一致)

○議案第一七号 昭和五八年度簡易水道特別会計補正予算第三号を定めることについて
歳入歳出それぞれ二二二万六千円を減額し、総額を四、七八九万七千円とするものです。

(原案可決・全会一致)

○議案第一八号 昭和五九年度一般会計予算を定めることについて
予算総額は九億九、六一〇万

円、前年度より一億二、〇一〇万円、一三、七%の増加となっています。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

○議案第一九号 昭和五九年度国民健康保険特別会計予算を定めることについて
予算総額は一億八、八二五万七千円、前年度より二、八一

一万三千円、八、八%の減額となりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

○議案第二〇号 昭和五九年度老人保健特別会計予算を定めることについて
予算総額は一億四、八八四万一千円、前年度より一、七〇

〇万三千円、一〇、三%の減額になりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

○議案第二一号 昭和五九年度簡易水道特別会計予算を定めることについて
予算総額は四、九〇七万四千

円、前年度より一九五万円、三、八%の減額になりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

○議案第二二号 昭和五八年度一般会計補正予算第九号を定めることについて
豪雪による道路の痛みが激

しく、早急に修理が必要なため四五〇万円を追加するもので、予算総額は一億三、五九四万七千円になりました。

(原案可決・全会一致)

○請願二号 厚生省概算要求による「医療保険制度改革案

」の反対に関する請願
昭和五八年第四回定例会から継続審議となっていたもので、今回、全会一致で採択されました。

○発議第一号 健康保険制度

団長に入沢氏再任

—消防団人事決まる—

任期満了に伴う消防団人事は、四月一日付けで次のとおり任命されました。

- 本部
 - 団長 入沢 菊蔵
 - 副団長 北 忠興
 - 副団長 (教育主幹兼務) 鷲尾 健治
 - 副団長 (訓練部長兼務) 原 基三
 - 技術部長 高木 強
 - 予防部長 高木 強
- 分団
 - 第一分団長 薄田 直一
 - 同副分団長 小林 新
 - 第二分団長 渡辺 義一
 - 同副分団長 田辺 富夫
 - 第三分団長 野沢佐久市
 - 同副分団長 児玉 稔
 - 同副分団長 岩山 貢
 - 同副分団長 曾山毅一郎

交通指導員に
藤村・田村両氏を
委嘱

月洞村交通指導員の藤村良平さんと田村甚一郎さんが去る三月三十一日で任期満了と

なりましたが、引き続き任務にあたられることになりました。今後皆さんの先頭に立って交通安全指導にご尽力いただきますので、よろしくお願

村税条例が改正されました

地方税法等の一部改正により村税条例も次の通り改正されました。

◎村民税

- (個人村民税の所得控除額)
 - 。基礎控除 二十六万円
 - 。配偶者控除 二十六万円
 - 。老人控除対象配偶者 二十七万円
 - 。同居特別障害者 三十万円
 - 。扶養控除 二十六万円
 - 。老人扶養親族 二十七万円
 - 。同居特別障害者 三十万円
 - 。同居老親等 三十一万円
 - 。障害者控除 二十四万円
 - 。特別障害者控除 二十六万円
 - 。老年者控除 二十四万円
 - 。勤労学生控除 二十四万円
 - 。寡婦(寡夫)控除 二十四万円
 - 。個人村民税の非課税の範囲(一人村民税の非課税の範囲)
 - 一、障害者、未成年者、老年者又は、寡婦で前年中の合計所得金額が百万円以下の者には、所得割が課税されません。
 - 二、前記以外の者で、前年中の所得金額が二十九万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて

得た金額に控除対象配偶者又は、扶養親族を有する場合合は、さらに九万円を加えた金額以下の者には所得割が課税されません。
三、均等割のみを課すべき者で、前年中の合計所得金額が二十二万四千円以下の者には均等割は課税されません。

◎(法人村民税均等割額)

- ▼資本金が五十億円を超える、従業者数が五十人を超える法人。年税額(税率) 三〇〇万円
- ▼資本金が十億円を超え、五十億円以下で従業者数が五十人を超える法人。年税額(税率) 一七五万円

▼資本金が十億円を超え、従業者数が五十人以下の法人及び資本金が一億円を超え十億円以下で従業者数が五十人を超える法人。年税額(税率) 四〇万円

▼資本金が一億円を超え、十億円以下で、従業者数が五十人以下の法人及び資本金が一千万円を超え、一億円以下で従業者数が五十人を超える法人。年税額(税率) 十五万円

▼資本金が十億円を超え、一億円以下で従業者数が五十人以下の法人及び資本金が一千万円以下で、従業者数が五十人を超える法人。年税額(税率) 十二万円

▼前各号に掲げる法人以外の法人。年税額(税率) 四万円

◎軽自動車税

- 原動機付自転車
総排気量が〇、〇五ℓ以下のもの。年額 一、〇〇〇円
- 総排気量が〇、〇五ℓを超えるもの。年額 一、〇〇〇円
- 総排気量が〇、〇九ℓを超えるもの。年額 一、二〇〇円
- 軽自動車及び小型特殊自動車
年額 一、六〇〇円

○二輪のもの(側車付のものを含む)。
年額 二、四〇〇円
三輪のもの
年額 三、一〇〇円
四輪以上で乗用のもの
営業用 年額五、五〇〇円
自家用 年額七、二〇〇円
四輪以上で貨物用のもの
営業用 年額三、〇〇〇円
自家用 年額四、〇〇〇円
農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む)
年額 一、六〇〇円
二輪の小型自動車
年額 四、〇〇〇円

◎国民健康保険税

- 一、課税限度額が三十五万円に改正されました。
- 二、被保険者の均等割額及び世帯平等割額の減額基準が次のように改正されました。
- ①四割が減額される世帯は、世帯(被保険者)の所得金額が二十六万円に被保険者(世帯主を除く)一人につき十九万円を加算した金額を超えない世帯。
- ②六割が減額される世帯は、世帯(被保険者)の所得が二十六万円を超えない世帯。

◎前納報奨金の廃止

前納報奨金については、昭和五十八年度に国民健康保険税が廃止されましたが、昭和五十九年度より村民税、固定資産税についても廃止されます。

児童会が奉仕活動

三月二十五日午後一時より大別当地区児童会によるボランティア活動として空缶拾いと神社、集落センター前の除雪を行ない春風のようなあたたかさを感じられています。

